

「港湾法施行規則の一部を改正する省令案」について

平成23年10月
国土交通省
港湾局

1. 背景

先般、公布・一部施行された港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第9号。以下「改正法」という。）では、我が国の港湾の国際競争力の強化等を図るため、港湾の種類について国際戦略港湾及び国際拠点港湾を追加する等の見直しを行い、また、これらの港湾におけるコンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社（港湾運営会社）の指定に係る制度を創設する等の改正を行っている。

今般、改正法における未施行の規定の施行を平成23年12月に予定しているところ、改正法において国土交通省令に委任されている事項を定める等の必要があるため、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）の一部を改正する。

2. 概要

（1）第1条の2の改正

改正法による改正後の港湾法（昭和25年法律第218号）第2条10項は、港湾運営会社が運営を行う埠頭群を構成する埠頭を定義する規定であり、埠頭について「岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設の総体」と定義しているところ、「国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設」を以下のとおり規定する。

- ・ 荷さばき施設
- ・ 野積場
- ・ 駐車場
- ・ 旅客施設
- ・ 上記の施設の機能を確保するための護岸
- ・ 船舶のための給水施設及び給油施設
- ・ 港湾管理事務所
- ・ 当該岸壁その他の係留施設及び上記の施設の敷地
- ・ 移動式施設

（2）附則第8項及び附則第9項の新設

改正法による改正後の港湾法附則第31項は、国際戦略港湾とみなして（特例）港湾運営会社に関する規定を適用する国際拠点港湾について、国土交通省令で定める規模以上の埠頭を有する国際拠点港湾の中から、国土交通省令で定める事情を勘案し、政令において定めるものと規定しているところ、当該政令を定めるに当たり、「国土交通省令で定める規模」及び「国土交通省令で定める事情」を以下のとおり定める。

【国土交通省令で定める規模】

- ① 埠頭を構成する係留施設の総延長がおおむね千メートル
- ② 少なくとも一の係留施設等（外国コンテナ貨物定期船の使用の一単位に係る埠頭を構成する係留施設及び荷さばき地）の前面の泊地の水深が十五メートル
- ③ 少なくとも一の前号に掲げる規模以上の係留施設等を含む連続する三の係留施設等の奥行きがおおむね五百メートル

【国土交通省令で定める事情】

- ① 年間のコンテナ取扱量及びコンテナ貨物の取扱いによる地域経済の発展に対する寄与の程度が、国民経済上特に重要であること。
- ② 港湾管理者その他の行政機関と埠頭の運営者その他の民間事業者との連携協力体制が整備されること。
- ③ 埠頭の利用の効率化及び高度化を図るための情報システムが整備されること。
- ④ 埠頭と高速自動車国道又は一般国道との連絡が確保されること。
- ⑤ 埠頭の近傍において、輸送、保管、荷さばき等の物流関連施設の用地を確保することが容易であること。

(3) その他規定の整理

3. 今後のスケジュール

公 布：平成23年11月7日
施 行：平成23年12月15日